

KANTO 金融サービス info

かんとぅ きんゆうさーびす いんぷお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととされています。

トピックス ▶ 投資助言・代理業者との契約について

- 投資助言・代理業者とは、株式やFXなどの投資に関する情報を提供し、顧客から報酬を得ることを業としている業者で、金融商品取引法に基づく登録が必要となります。投資助言・代理業者と契約する際の注意点を説明します。

投資助言・代理業者が顧客と契約するまでの主な流れ

ウェブサイト・メールなどを利用して顧客を勧誘



契約締結前交付書面を顧客に交付



契約締結 (同時に**契約締結時交付書面**を交付)



(場合によっては、**クーリング・オフ**による解除)

解説します ▶ 【1】 契約締結前交付書面・契約締結時交付書面について

- 投資助言・代理業者は、金融商品取引法の定めにより、顧客と契約する前に**契約締結前交付書面**を交付します。また、契約時には**契約締結時交付書面**を交付します。両書面を交付せずに契約した場合は、法令違反となります。
- 両書面を紙ではなく、ウェブサイト・メールなどで交付する場合は、事前に顧客の承諾を得る必要があります。事前承諾を得ずに交付した場合は、法令違反となります。

解説します ▶ 【2】 クーリング・オフについて

- 投資助言・代理業者と契約した顧客は、**契約締結時交付書面**を受領した日から**10日を経過するまでの間、書面により当該契約を無条件で解除**（「クーリング・オフ」といいます。）することができます。
- 顧客がクーリング・オフをしたときは、支払った金額のうち、解除までの期間に発生した費用等（顧客が支払うべき手数料等）を除いた残額が返還されます。

- 投資助言・代理業者は、顧客を勧誘するときに、下記のような広告・勧誘をすることは禁止されています。

(例) 必ず利益が得られるかのような表示

- ・月に●万円儲かります。
- ・今後値上がり確実な銘柄です。
- ・目標株価●倍は確定済み！

(例) 当局のお墨付きを受けているかのような表示

- ・財務局（金融庁）の登録を受けており、信頼できる会社です。
- ・当局の登録を受けており、商品の安全性が保証されている会社です。

- 下記のような表現は、不適切な広告・勧誘と認定された事例です。

契約者の人数を限定する意思がないにもかかわらず、あたかも抽選で選ばれた特定の者に対してのみサービスが提供されるかのような表示

- ・（今回のキャンペーンは）●名様限定！

事実に反しているにもかかわらず、あたかも有力な情報を入手しているかのような表示

- ・超有力出版社「●●●」関連人物より「イ●サ●●ダー」の情報を入手！
- ・伝説の仕手集団「●●●グループ（仮）」の介入情報を入手

助言業務に関して、全く実態の伴わない表示

- ・「プロアナリストが厳選」した銘柄
- ・「独自のメンタルテクニカル理論」を駆使
- ・「証券関係者・機関投資家から行政。財界に渡る幅広い人脈」を駆使

他社が運営するランキングサイトなど、複数の業者が掲載されているウェブサイトにおいて、必ず上位にランキングされる契約をするもの

- ・人気の投資顧問業者ベスト3
- ・優良投資顧問ランキング第5位

実績値の内容に虚偽のあるもの

- ・実際に助言を行っていない投資商品の利回りを表示
- ・損失の生じた実績を除外し、利益の生じた実績のみを表示

- ※ 投資助言・代理業者は、顧客から報酬を得て助言を行うものであり、実際に投資を行う場合は、顧客自身の判断で行う必要があります。
- ※ 実際に投資する場合は、商品のリスクをよく理解したうえで、取引することが重要です。

（本件に関するお問い合わせ先）証券監督第2課 電話048-600-1156